

北広島町農業委員会第 3 回総会議事録

事務局 (第 3 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7 番 9 月 10 日に担当推進委員 2 名とともに現地の確認を行いました。現地確認の際に譲受人が来られたので今回の申請の経緯などについて説明を受けました。現状では野菜が植えてあり譲受人が管理の方を行っております。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長 番号 1 番についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7 番 担当推進委員と 3 名で現地の確認を行いました、まず図面の 2 ページをご覧ください。図面の方ですと 2 枚の田となっておりますが、現地は境目がなく一枚の田として管理をされております。また草刈りなどの保全管理も行われているため管理状況は良いと思います。譲受人は機械等も持っているため問題がないと考えています、周辺農地への影響もないと思います。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会 長	それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
委 員	(挙手全員)
会 長	挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。番号 3 番について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案を読み上げる。)
7 番	先ほどの 2 番議案と関連案件となっております。譲受人は現在農地の管理をしており、問題はないかと思えます。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	それでは番号 3 番についてご意見ご質問等ございませんか。
委 員	(なし)
会 長	それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
委 員	(挙手全員)
会 長	挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 4 番について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案を読み上げる。)
会 長	本申請に及んだ経緯については摘要欄の通りです。譲受人と譲渡人は遠い親戚の関係となっております。譲受人は機械・労働力・技術等においても周辺農業に対する影響も問題ありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
職務代理者	この件についてご意見ご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
職務代理者	それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
委 員	(挙手全員)
職務代理者	挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。
会 長	続いて番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 9月11日に16番委員と地区担当委員と3名で現地の確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたが、譲受人は現在町外に居住されています。現地確認当日に確認のため関係者に連絡を取ったところ電話に出られなかったもので、後日譲受人と電話にて内容を聞かせてもらいました。譲渡人は後継者が不在であるのもあり、譲り渡したい意向を持たれています。譲受人の経営規模は21000㎡ございますが、申請地に隣接する地区に自作地をかなり所有されています。また、借入農地もございます。親族を含め5名ほどで農業を営んでおられます。譲受人は20年くらい農業をされています。居住地は町外居住となっていますが、申請地付近に別宅を所有されているので農繁期にはこちらを拠点にされるとの話をされておられました。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 9月11日に16番委員と地区担当委員と3名で現地の確認を行いました。譲受人は5番案件と同一人となっています。譲渡人は県外に居住をしており後継者も不在のため売却をされることになりました。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 7 番 9 月 12 日に 2 番委員、地区担当推進委員、譲受人、譲渡人と現地の確認を行いました。申請地は譲渡人宅真横の休耕田となっており、今年は植えられておりませんでした。以前は家庭用野菜を栽培する農地となっておりました。申請地の規模も住宅、駐車場、倉庫の設置と事業規模に見合った計画となっております。このことによって周辺への影響もないものと考えられます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 9 月 9 日に 15 番委員、地区担当推進委員と現地の確認を行い、関係人との面談も行いました。申請地は県道の付近にございます。その上の方には譲受人のご実家が所在しております。現在は譲受人は(某市町)から(某市町)へと通勤をされておりますが、結婚をされて家族も増えたため、住居を建てるのに場所を探していた所、実家付近に条件にあった土地が見つかったため、今回の申請に至っております。計画面積も住居や駐車場を含めても妥当と考えます。以上のことから許可妥当と判断をしております。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番につい

て事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3 番 9月15日に13番委員、地区担当推進委員と現地調査を行いました。某会社の社長にも立会をしていただき、説明を受けております。議案摘要欄にある通り、調査時にも大型車両が出入りをしており、手狭で非常に危険だとその場でも確認しております。周辺農地への影響もございません。申請地の現況は保全管理となっており、調査時にも草刈りをされておりました。以上のことから許可相当と判断をいたします。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 補足なのですが、転用面積の妥当性を判断するために現在の社員数を確認したところ、今回の駐車場台数は妥当であると確認しております。

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

印

議事録署名者



議事録署名者

印